

主任技術者の兼務 災害復旧工事 特例措置（例）

①	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	○	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされているが、「当面の取扱い」により、兼務可能	
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者					
②	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含まが、「当面の取扱い」により、兼務可能	
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者					
③	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	それぞれが専任の主任技術者を置くこととされていない工事であることから、兼務可能	
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者					
④	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	×	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされており、災害工事を含まないため、「今回通知の取扱い」が適用されず、兼務不可
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者				
⑤	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	○	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされているが、災害工事を含まため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼務可能
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者				
⑥	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含まが、災害工事を含まため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼務可能
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者				
⑦	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	それぞれが専任の主任技術者を置くこととされていない工事であることから、兼務可能
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者				
⑧	<table border="1"> <tr> <td>A(市)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B(県)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A(市)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B(県)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	△	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含まことと、災害工事を含まため、「今回通知の取扱い」の適用となるが、本市以外の工事を含まため、本市以外の発注者の承認が必要となる。
A(市)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B(県)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者				

* 技術者の現場専任となる工事とは、工事 1 件の請負金額が 4, 0 0 0 万円以上の工事

（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）

上表の例では、専任を要する工事を 4, 0 0 0 万円、専任を要しない工事を 3, 0 0 0 万円としている。

* 「当面の取扱い」とは、「主任技術者の専任に係る取扱いについて」

* 上表は件数の判断のみの例である。兼務に係るその他の判断基準をすべて満足している必要がある。

また、件数にかかわらず兼務を認めない工事もある。

* 例⑧本市以外の発注者とは、国・県・民間工事等、個人住宅を除くほとんどの工事発注者である。

* 下請契約を行う場合、下請負金額の合計が 4, 5 0 0 万円以上となる場合は専任の監理技術者の配置が必要となる。

（建築一式工事の場合は 7, 0 0 0 万円）

* A 工事、B 工事、C 工事の契約順番を問わない。